

教育振興基本計画の策定について

1 策定の趣旨

人口減少社会の到来，情報化，国際化の進展，地方分権社会への移行など，本県を取り巻く社会情勢が大きく変化する中，次代を担う人材育成の重要性はますます高まっており，学校教育はもとより生涯を通じた様々なステージにおいて，これからの地域社会を支え，未来を創造する人づくりに家庭，学校，地域社会や企業，NPO等がそれぞれの役割を果たしながら連携して取り組んでいく必要がある。

また，平成18年に改正された教育基本法の理念及び目的の具現化に向けて，地方公共団体においても国の取組に合わせた的確に対応する必要があることから，地域の実情に応じた教育の振興のための基本的な計画を策定することが求められている。

本県では，現在，宮城県教育基本方針のもと，学校教育，スポーツ及び生涯学習について，それぞれ基本的な計画を策定し，さらに平成19年3月に策定した「宮城の将来ビジョン」において，優先的，重点的に取り組むべき教育施策・事業を掲げ推進しているところであるが，教育関係施策を総合的，体系的に位置付けた基本的な計画は策定していないところである。

このようなことから，本県における教育を，県民との協働のもとで，総合的，計画的に進めていくため，基本的な方針，講ずべき施策の方向性等を示す教育振興基本計画を策定することとするものである。

2 計画の性格・位置付け

- (1) 本県教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため，本県の教育の目指すべき姿を明確に示し，講ずべき施策の方向性等を示す計画
- (2) 教育基本法第17条第2項の規定に基づき県が策定する教育振興基本計画

3 計画の期間・目標年次

平成22年度を初年度として，10年後の平成31年度を目標年次とする。

なお，計画推進のために実施する3年間の具体的な施策及び事業について示すアクションプランを別途策定する。

4 計画の主な内容

計画では，以下の事項を示すものとする。

- 本県教育を取り巻く現状と今後の展望
- 本県教育の目指すべき姿
- 基本的な施策の方向性
- 重点的に取り組むべき施策
- 計画の推進体制，進行管理等

5 計画の策定方法等

- (1) 計画の対象範囲が教育委員会及び知事部局の所管業務に及ぶことから，全庁組織としての計画策定本部を設置し策定を進める。
- (2) 本計画は，宮城県教育振興審議会に諮問し，専門的・総合的立場から調査審議する。
- (3) 県民の視点による意見を計画に反映するため，県民意識調査や意見聴取会（裏面）等を実施する。

6 策定スケジュール（予定）

- | | |
|--------|---|
| 平成20年度 | ・計画策定本部の設置
・審議会の設置，諮問，審議
・県民意識調査，意見聴取会の開催 |
| 平成21年度 | ・審議会での審議
・審議会中間答申に対するパブリックコメント
・審議会の答申
・答申に基づき計画作成
・計画決定（教育委員会での議決，県議会での議決） |
| 平成22年度 | ・計画施行 |